

沖縄県職業能力開発審議会について

1 沖縄県職業能力開発審議会の概要

(1) 設置根拠

職業能力開発促進法第 91 条第 1 項
沖縄県職業能力開発審議会設置条例第 1 条

(2) 担当事務

知事の諮問に応じ、以下について調査審議を行う。

- ア 沖縄県職業能力開発計画
- イ その他職業能力の開発に関する重要事項

(3) 組織・構成

- ア 人数 15 人以内
- イ 構成 労働者を代表する者、事業主を代表する者及び学識経験のある者のうちから知事が任命
労働者代表委員と事業主代表委員は同数
- ウ 任期 2 年

2 審議事項（令和 7 年度、令和 8 年度）

ア 沖縄県立職業能力開発校のあり方

沖縄県立職業能力開発校の今後の訓練科や施設整備の長期的なあり方を示す新たな「沖縄県立職業能力開発校のあり方」の調査審議、答申

イ 第 12 次沖縄県職業能力開発計画

国（厚生労働省）が策定する職業能力開発基本計画に基づき、本県産業を支える人材育成など、職業能力開発施策の基本的方向を示す「第 12 次沖縄県職業能力開発計画（令和 8 ～12 年度）」の調査審議、答申

審議スケジュール（案）

